

潮江中学校受変電設備改修工事

図面目次

図面番号	図面名称
E - 0 1	特記仕様書 (1)
E - 0 2	特記仕様書 (2)
E - 0 3	工事概要・配置図・附近見取図
E - 0 4	既設 受変電設備単線結線図 電気室平面図
E - 0 5	改修 受変電設備単線結線図 電気室平面図

潮江中学校受電設備改修工事 特記仕様書							項目	特記事項			項目	特記事項																													
<p>I 工事概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事場所 高知市塙屋崎町1丁目2番20号 建物概要 <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築基準法に基づく延べ面積</th> <th>主要用途</th> <th>別表第一</th> <th>消防法施行令</th> <th>都市計画法に基づく用途地域</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>潮江中学校</td> <td>RC</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> 工事種目 屋外 受電設備 一式 撤去工事 一式 発生材処理 一式 関連工事等 建築工事 電気設備工事 衛生設備工事 空調設備工事 植栽工事 外構工事 解体工事 概成工期 完成期限の()日前 (令和 年 月 日) 部分使用 (工事請負契約書第34条第1項) <p>II 設備工事仕様</p> <ol style="list-style-type: none"> 特記仕様 <ol style="list-style-type: none"> 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 適用基準等 面図及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房宮庁常勤部監修の以下による。 ※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和4年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版 給水外線工事については、高知市上下水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。 「週休2日制モデル工事」の実施について ・対象 (・発注者指定型 ・受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」試行要領(常緒工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) 対象外(理由: 現場施工日数が30日未満のため) 							建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく延べ面積	主要用途	別表第一	消防法施行令	都市計画法に基づく用途地域	備考	潮江中学校	RC									<p>配置人員の資格 ・ 1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級又は2級）を配置する工事。 ※ 交通誘導に關し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。</p> <table border="1"> <tr> <th>資 格</th> <th>資 格 要 件</th> <th>配 置 人 數</th> </tr> <tr> <td>1. 2級交通誘導警備 検定合格者 (交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 (交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。</p>			資 格	資 格 要 件	配 置 人 數	1. 2級交通誘導警備 検定合格者 (交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人	交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 (交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの	人		<p>②3 特別な材料の工法</p> <p>公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</p> <p>②4 技能士の適用</p> <p>本工事に該当する工事種目に応じて、下記项目的技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 配管施工(配管工事) b) 熱絶縁施工(保温工事) c) 建築板金施工(ダクト製作及び取付) d) 冷凍空気調和機器施工 <p>(1.5.2) [1.6.2]</p> <p>②5 完成時の提出物</p> <p>公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 黒表紙金文字製本(A4版) (完成図、官公署届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。) b) 完成図2枚折り製本(A3版) 1部 ※ 要 ⚪ 不要 c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル) 1部 ※ 要 ⚪ 不要 d) PDFデータ(全図面を1ファイル) 1部 ※ 要 ⚪ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版)、電子データ) 1部 ※ 要 ⚪ 不要 f) 工具類(・錫鉢蓋フック・制水弁ハンドル・掃除ローハンドル) <p>(1.7.1) [1.11.1]</p>		
建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく延べ面積	主要用途	別表第一	消防法施行令	都市計画法に基づく用途地域	備考																																	
潮江中学校	RC																																								
資 格	資 格 要 件	配 置 人 數																																							
1. 2級交通誘導警備 検定合格者 (交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人																																							
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 (交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの	人																																							
<p>III 施設工事仕様</p> <ol style="list-style-type: none"> 特記仕様 <ol style="list-style-type: none"> 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 適用基準等 面図及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房宮庁常勤部監修の以下による。 ※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和4年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版 給水外線工事については、高知市上下水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。 「週休2日制モデル工事」の実施について ・対象 (・発注者指定型 ・受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」試行要領(常緒工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) 対象外(理由: 現場施工日数が30日未満のため) 								<p>16 緊急安全衛生管理義務者の指名</p> <p>17 発生材の処理</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。</p> <p>自己分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地会を受けた上で承認を得る。(積替、保管についても同様とする。)</p> <p>産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に基づく車両への表示及び書面の備付けを行うこと。</p> <p>また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。</p> <p>廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。</p> <p>また、産業廃棄物管理規則(以下、「マニフェスト」という。)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出しなければならない。</p> <p>ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。</p> <p>この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。</p> <p>なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き渡しを要するもの ・現場再利用を図るもの ※ 再生資源化を図るもの (※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※ 木材 ※ アスファルトコンクリート) ※ 有価物処理を図るもの (※ 金属) 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。 <p>特別管理産業廃棄物の処理方法 (・PCB使用機器)</p> <p>PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。</p> <p>フロン類の回収・破壊を図るもの (・業務用エアコンディショナー 冷蔵冷凍機器)</p> <p>フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。</p> <p>特殊な設置副産物 (・六つ化硫黄ガス ・イオン化式煙感知器)</p> <p>開閉器に含まれる六つ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。</p> <p>イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。</p> <p>くせつこうボードの処理方法</p> <p>ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理</p> <p>・管理型最終処分場で埋立処分 (・製造業者に処分を委託)</p> <p>石綿含有及びひ素・カドミウム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理</p> <p>・管理型最終処分場で埋立処分 (・再資源化施設で再資源化)</p> <p>再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、提出は以下のよう。</p> <p>a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recycle.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。</p> <p>b) 建設資材の利用量と大小や有無に關係らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。</p> <p>c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小有無に關係らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。</p> <p>d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。</p> <p>e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。</p> <p>30 消防計画</p> <p>31 工事用水・電力</p> <p>構内既存の施設(用水) 利用できる(※ 有償 ⚪ 無償) ※ 利用できない</p> <p>構内既存の施設(電力) 利用できる(※ 有償 ⚪ 無償) ※ 利用できない</p> <p>構内既存の施設を利用し、無償の場合(a)～(c)による。</p> <p>a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。</p> <p>b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。</p> <p>c) 用工事電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。</p> <p>構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)～c)にd)～e)を加える。</p> <p>d) 工事用水は、既存設備に水栓を設けて、仮設配管を設けして使用するものとする。</p> <p>e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。</p> <p>四国電力送配電線などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。</p> <p>32 仮囲い</p> <p>33 砂利地業</p> <p>34 保護砂</p> <p>35 埋戻し</p> <p>36 建設発生土の処理</p> <p>※ 構外搬出適切処理(搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する)</p> <p>・構内指示の場所に敷き均し</p> <p>・構内指示の場所にたい積</p> <p>・構外指示の場所に処分(搬出調査等を提出する)</p> <p>受入れ施設名:</p> <p>受入れ場所:</p> <p>構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。</p> <p>500m以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画書の添付資料とする。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hannsyutusaki.html)</p> <p>電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要な書類提出について指示に従う。</p> <p>受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。</p>																																	
								<p>37 電気主任技術者への報告</p> <p>38 工事特性等</p>																																	

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
潮江中学校受電設備改修工事	(中村)	(中村)	(中村)	(中村)	E - 01
図面名 特記仕様書(1)	更新日	2024.04.01	作図年	月	日

項目	特記事項	項目	特記事項	機器取付高																																																											
電気設備特記仕様		20 非常用照明の照度測定	各部屋2箇所以上を測定し、避難動線を考慮した位置とする。																																																												
① 機材	メーカリストによる。	21 一般照明の照度測定等	照明全数において、センサの動作及び機能の確認を含む照度測定を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ※照度測定 (100%点灯時 (※夜間・昼間)) 星光率 (調光制御点灯時 (※夜間※星間)) ※照度測定基準: JIS C 7612に準じて行うこと。																																																												
2 他工事との取り合い	はり貫通部のスリーブ ※本工事・別途工事 補強・本工事 ※別途工事 自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアーチェック、フロアーハンジ ・本工事 ※別途工事 天井埋込型器具の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・本工事 ※別途工事(差出しが本工事) ただし、ダウンライト等、切込み寸法が 小さい場合は除く 天井点検口の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・本工事 ※別途工事(差出しが本工事) 軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地材の切込み及び補強 ※本工事・別途工事 埋込型分電盤、端子盤等の仮枠 ※本工事・別途工事 補強・本工事 ※別途工事 照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート ※本工事・別途工事 屋内の電気室、自家発電室などの基礎、防油堤、ピット(ふたを含む) ・本工事 ※別途工事 屋外の受変電設備基礎 ※本工事・別途工事 動力機器(電動機など)への接続 ※本工事・別途工事 電話保安器用接地 ※本工事・別途工事	22 受電設備	・電力ヒューズ(現用の定格値)を予備用に同数量納入し、電気室等に保管する。 ※SG制御装置の外箱は原則としてステンレス製とする。 ※変圧器に防振ゴムを取り付ける場合は、地震による変位を抑制するための機能を要する。																																																												
③ 電線類	EMケーブルとする。EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 耐火ケーブル(FP)及び耐熱ケーブル(HP)はシースに耐燃性ポリエチレンを用いたものとする。	23 テレビ共同受信設備	分歧器、分配器、直列ユニットはCS・BS・UHF共用形(デジタル放送対応品)とする。 電界強度の測定 要 不要 (a)受信レベル (b)ビット誤り率(BER) (c)変調誤差比(MER) (d)受信画質 ※測定内容に関しては、監督職員と協議すること。 埋設深さ 一般敷地 600mm以上 路面道路 600mm以上 公道 800mm以上 地中管路には、管下50mm、管上100mm程度保護砂を入れる。																																																												
④ 電線管	屋外露出配管 钢管を使用する場合 ※溶融亜鉛めっき・プライマ処理後指定色塗装(2回塗り) ビニール電線管を使用する場合 カラー管を使用する PF管は単層管(タイプ-25)とする。	24 構内埋設線路	水抜き穴は現場の水位を確認の上、要否を検討すること。																																																												
5 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。	25 ハンドホール																																																													
6 フラッシャーブレード材質	・樹脂製・新金属・ステンレス	26 耐震施工	設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)」及び建設大臣官房官房常総部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)」による。 局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置階により、選定する。 なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 備考 100kg以上の機器に適用するが、それ以下の機器については監督職員と協議する。 地域係数は1.0とし、設計用鉛直地震力は設計水平地震力の1/2とする。																																																												
7 カバーブレード	用途別表示としてシール等を貼付する。	27 特定天井への対応	施設の分類 特定の施設 一般の施設 重要機器 受変電設備 自家発電設備 蓄電池設備 無停電電源装置 幹線用分電盤 その他()																																																												
8 接地極	※下記による。なお接地棒EBの長さは1,500mmとする。 <table border="1"><thead><tr><th>接地の種類</th><th>記号</th><th>接地抵抗値</th><th>接地棒</th></tr></thead><tbody><tr><td>共同接地</td><td>E A E D</td><td>10Ω以下</td><td>EB(14φ) x 3連-2組</td></tr><tr><td>A種</td><td>E A</td><td>10Ω以下</td><td>EB(14φ) x 3連-2組</td></tr><tr><td>B種</td><td>E B</td><td>200Ω以下</td><td>EB(14φ) x 3連-2組</td></tr><tr><td>C種</td><td>E C</td><td>10Ω以下</td><td>EB(14φ) x 3連-2組</td></tr><tr><td>D種</td><td>E D</td><td>100Ω以下</td><td>EB(10φ) x 1</td></tr><tr><td>雷保護</td><td>E L</td><td>10Ω以下</td><td>EP x 1</td></tr><tr><td>高圧避雷器</td><td>E L H</td><td>10Ω以下</td><td>EB(14φ) x 3連-2組</td></tr></tbody></table>	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地棒	共同接地	E A E D	10Ω以下	EB(14φ) x 3連-2組	A種	E A	10Ω以下	EB(14φ) x 3連-2組	B種	E B	200Ω以下	EB(14φ) x 3連-2組	C種	E C	10Ω以下	EB(14φ) x 3連-2組	D種	E D	100Ω以下	EB(10φ) x 1	雷保護	E L	10Ω以下	EP x 1	高圧避雷器	E L H	10Ω以下	EB(14φ) x 3連-2組	耐震安全性の分類 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th>特定の施設</th><th colspan="3">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td>耐震クラス S</td><td>A</td><td>B</td><td></td></tr><tr><td>上層階 屋上及び塔屋 (2.0)</td><td>2.0 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.5 (1.5)</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>1.0 (1.0)</td></tr><tr><td>1階及び地下階</td><td>1.0 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.6 (0.6)</td></tr></tbody></table>	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設	一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	耐震クラス S	A	B		上層階 屋上及び塔屋 (2.0)	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (0.6)
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地棒																																																												
共同接地	E A E D	10Ω以下	EB(14φ) x 3連-2組																																																												
A種	E A	10Ω以下	EB(14φ) x 3連-2組																																																												
B種	E B	200Ω以下	EB(14φ) x 3連-2組																																																												
C種	E C	10Ω以下	EB(14φ) x 3連-2組																																																												
D種	E D	100Ω以下	EB(10φ) x 1																																																												
雷保護	E L	10Ω以下	EP x 1																																																												
高圧避雷器	E L H	10Ω以下	EB(14φ) x 3連-2組																																																												
設置場所	耐震安全性の分類																																																														
	特定の施設	一般の施設																																																													
重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																												
耐震クラス S	A	B																																																													
上層階 屋上及び塔屋 (2.0)	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (1.5)																																																												
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.0)																																																												
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (0.6)																																																												
9 埋設表示	雷保護設備用及び共同接地極の表示 黄銅板製・ステンレス製 上記以外の接地極及び地中記線の表示 800×300のコンクリート杭又は、プラスチック杭に方向種別を彫り込んだもの。ただし、舗装された場所は鉄製ピンとする。 地中記線には電圧、線路長に關係なく標識シート(ダブル)を管頂と地表面の中間に設ける。	28 風圧力	備考 通常の太陽光発電システムの風速の設計用再現期間を50年とし、これが用途係数の1.0に相当する。 天吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。 本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を 求める場合の風速(Vo)及び地表面粗さ区分は、次の数値とする。(ポール型照明についてはJIL1003を適用とする。) 風速(Vo): 38m/sec (○)コンクリート柱・テレビアンテナ・避雷針・太陽光電池アレイ 60m/sec ()ポール型照明 地表面粗さ区分: III																																																												
10 再使用機器	取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定の上、取付のこと。 [1.4.3]		機器取付高																																																												
11 絶縁抵抗等の測定	工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗等を測定し、測定表を監督職員に提出する。		壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。 ただし、監督職員の指示により変更することがある。																																																												
12 補修など	工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。																																																														
13 屋上・屋側の支持金物	原則としてステンレス製とする。(袋柱金物は除く)																																																														
14 結露防止	内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。																																																														
15 はつり	既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを用いる。																																																														
16 あと施工アンカー	あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカーエアの施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。																																																														
17 配線器具	タンプラスイッチは大角型連用形(ネーム入)とする。 壁付コンセントは原則として大角型連用形とし、連用形以外はプラグ付とする。 単相200V、発電機回路等のコンセントは、ブレートに電圧・電源等の表示を行う。 呼出ボタンは点字付とする。																																																														
18 照明器具等の接地	接地線は原則としてIE 1.6mm以上(緑色)とする。また、ケーブルの一芯を使用する場合は、緑色の芯線とする。																																																														
19 照明器具用位置ボックス	ケーブル配線の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。 ケーブル配線で照明器具が送り端子付のもの(定格電流15A以上)及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくてよい。																																																														

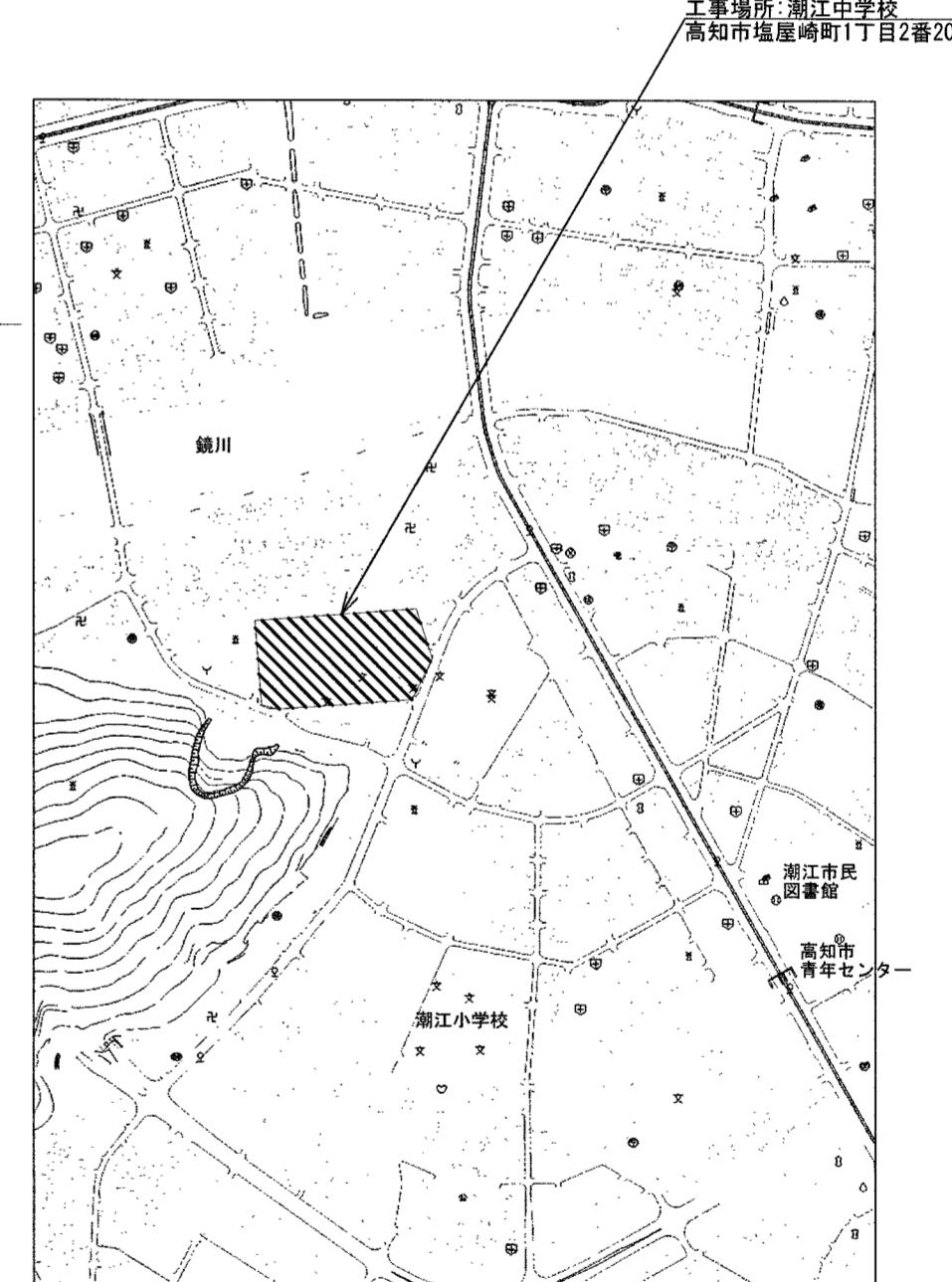
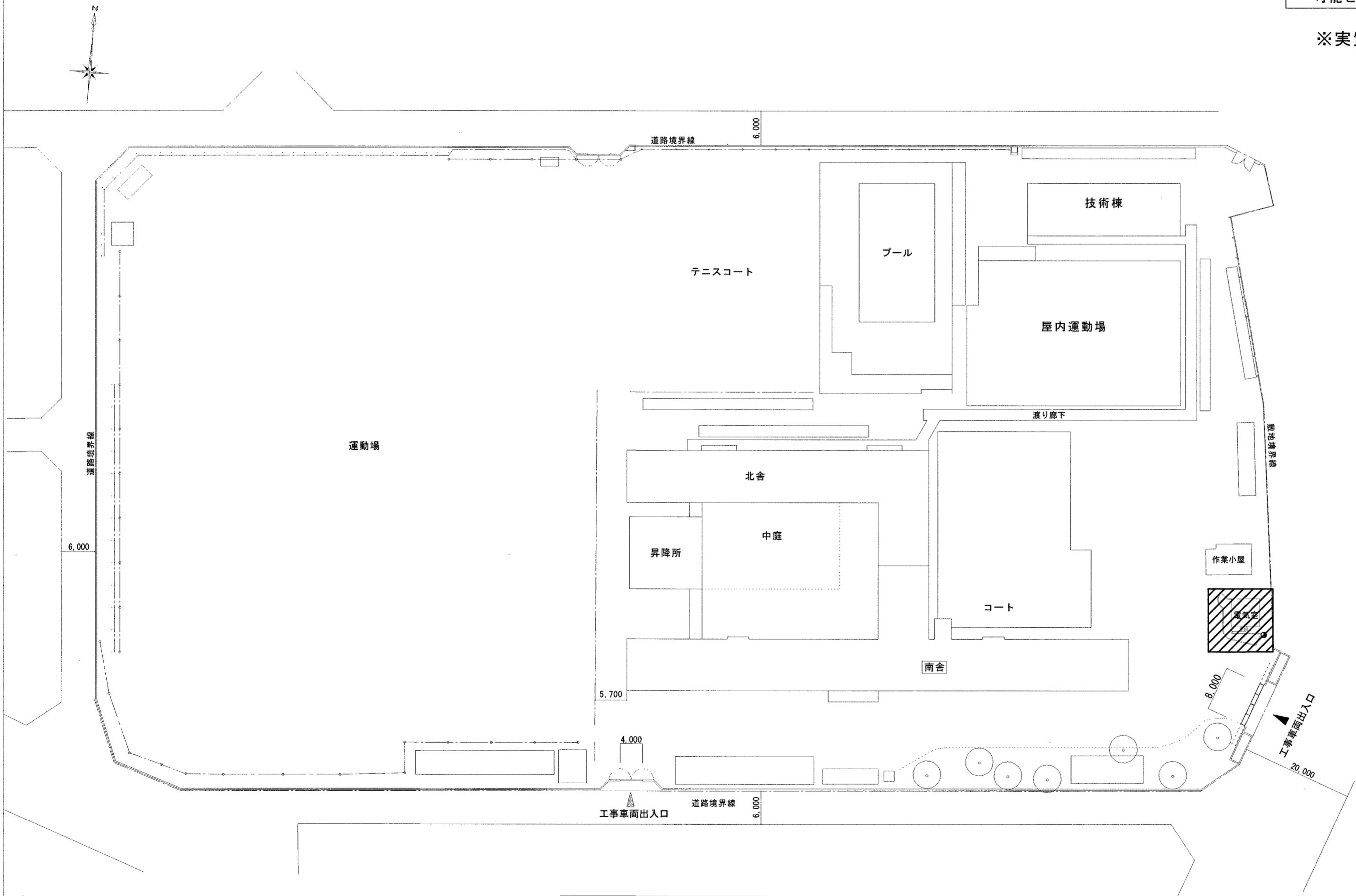
高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
潮江中学校受変電設備改修工事					
図面名 特記仕様書(2)	更新日	2024.04.01	作図	年月	

- 02

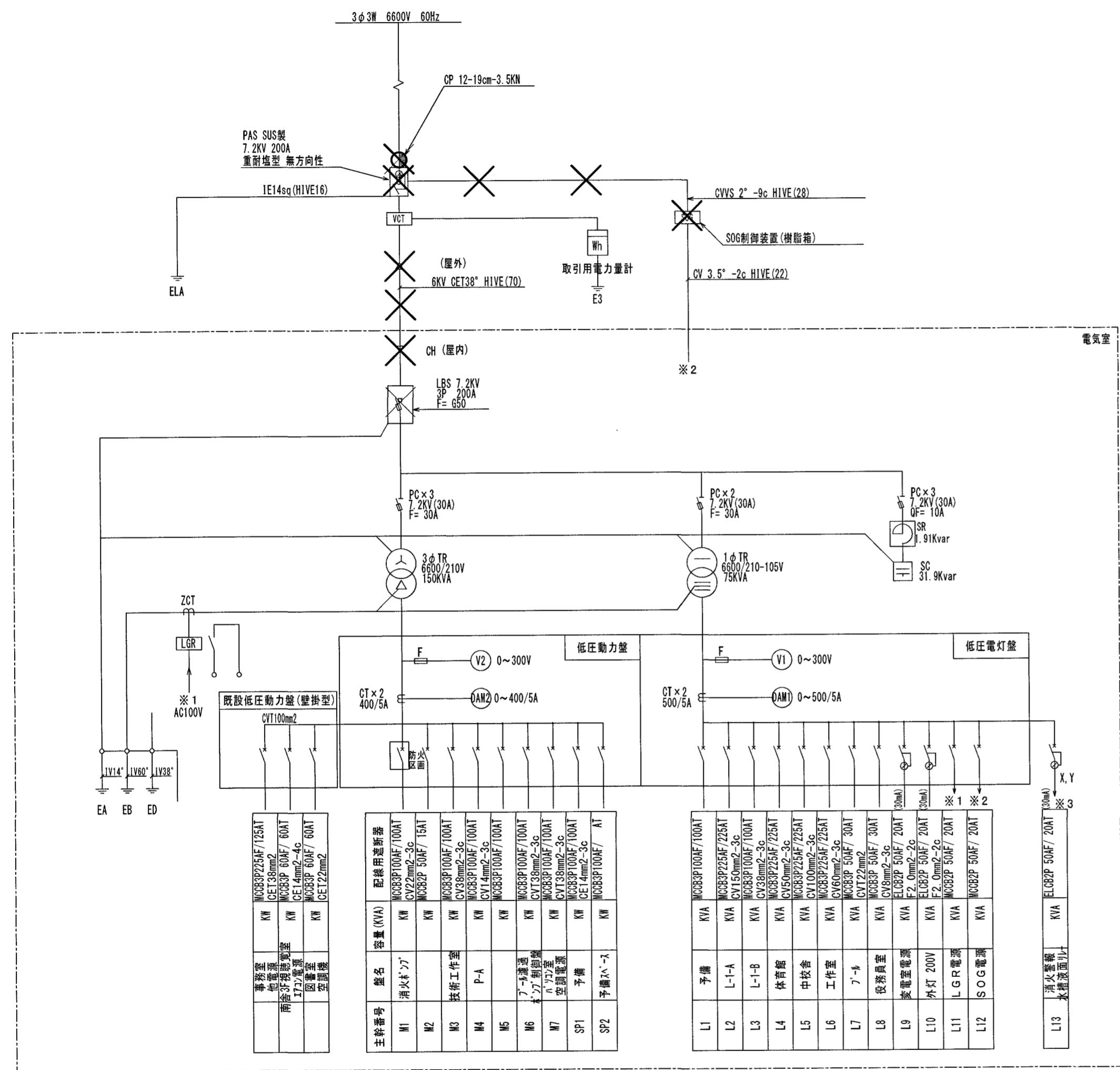
工事概要
受変電設備の設備耐用年数が経過している機器の更新
・引込柱の建替え
・区分用高圧開閉器の更新
・引込用高圧ケーブル更新
・高圧負荷開閉器の更新
・高圧地絡継電器の更新
施工条件・安全対策
・停電・騒音・振動の発生する工事は休校日に行うこと。
・調査等の作業は、放課後及び休校日に施設管理者との協議の上、可能とする。

※実質工期：3ヶ月程度



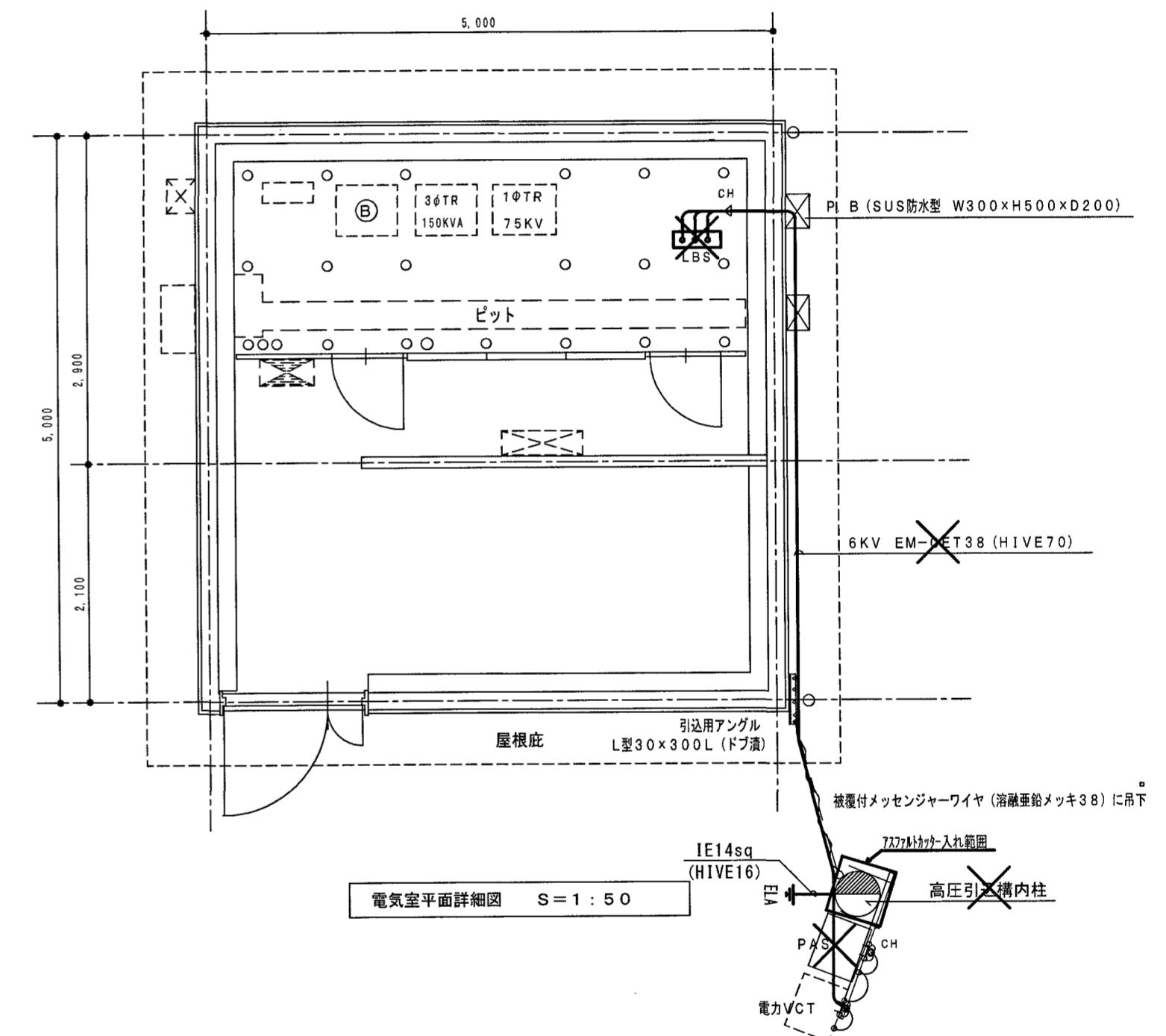
高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	作成	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	潮江中学校受変電設備改修工事						
図面名 工事概要・配置図・附近見取図	更新日		作図	年 月 日	E - 03		

改修前



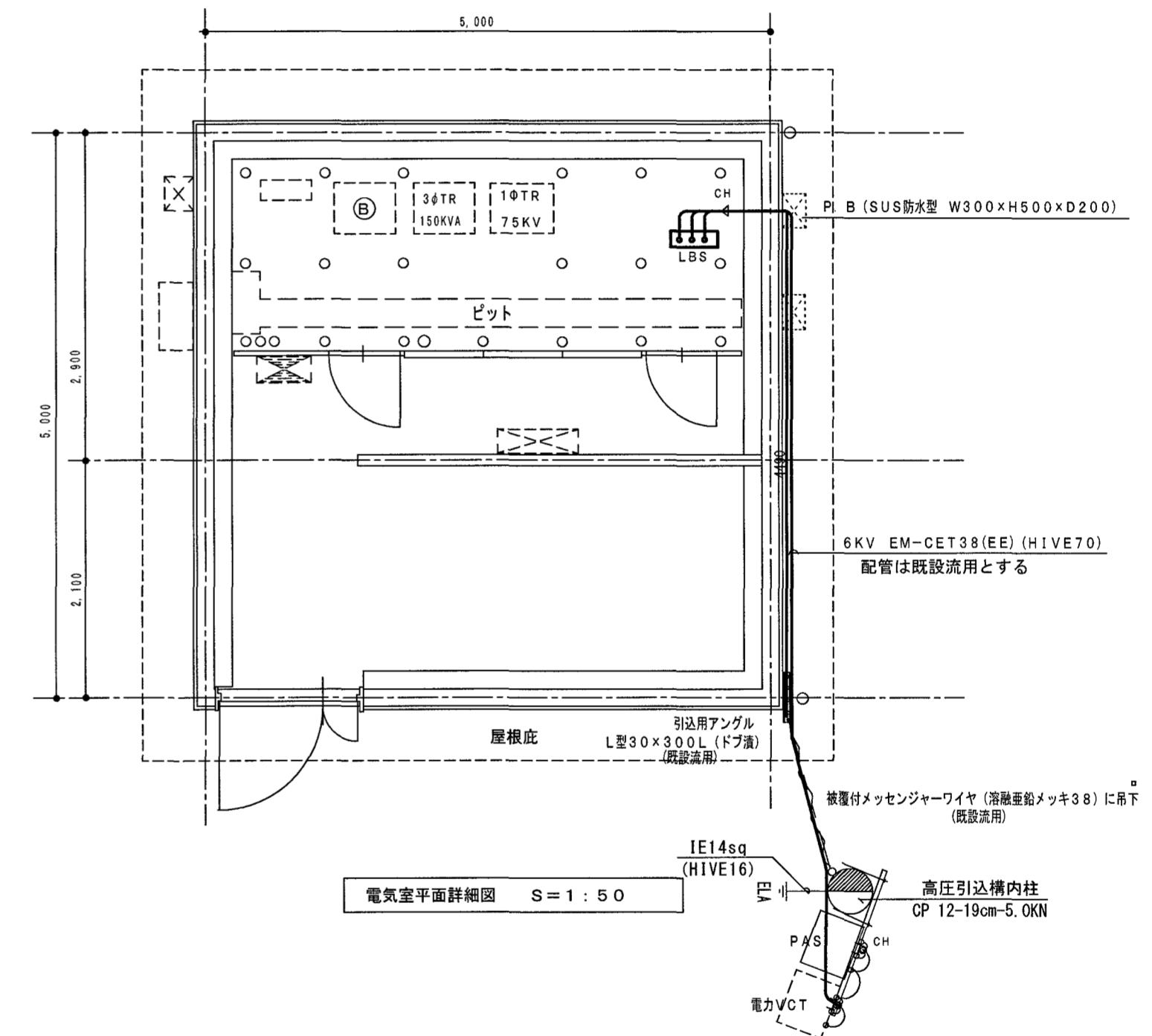
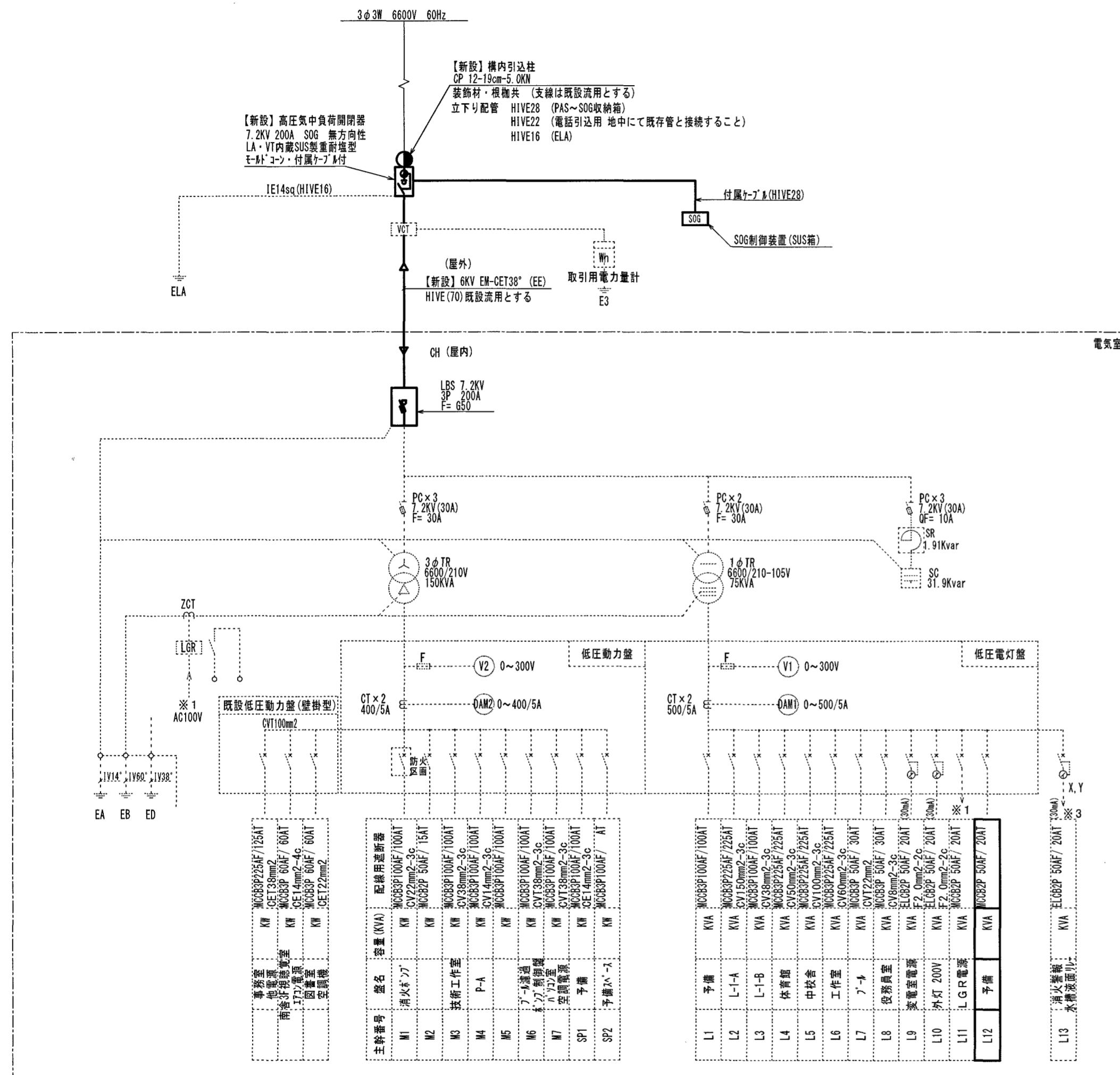
※ は撤去を示す

受変電設備单線結線図



工事名	作成	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	潮江中学校受変電設備改修工事					
	年	月	日	日	月	年
高知市 都市建設部 公共建築課						E - 04
図面名 改修前 受変電設備単線結線図 電気室平面図	更新日		作図			

改修後



受変電設備単線結線図

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	作成	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
潮江中学校受変電設備改修工事						
図面名 改修後 受変電設備単線結線図 電気室平面図	更新日	作図	年	月		E - 05